

出雲市子ども・子育て会議について

1. 趣旨

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が公布されました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。この法律では、子ども・子育て支援事業計画の策定等への意見を聴くための審議会設置が求められており、出雲市でも、出雲市子ども・子育て会議条例第 1 条に基づき、「出雲市子ども・子育て会議」を設置しました。

2. 「出雲市子ども・子育て会議条例」及び「出雲市子ども・子育て会議規則」について

※P2～5 参照

3. 委員について

市議会、子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る各種団体を代表する方、保育・教育関係者、子ども・子育て支援に関する学識経験者など、幅広い分野から委員にご就任をいただいています。

また、事業計画策定・見直し等、特定の分野を専門的にご審議いただく際には、部会を設置することとします。部会には、本会議委員をはじめ、専門委員にもご参加をいただきます。

4. 「出雲市子ども・子育て会議」の審議事項について

- (1) 市が認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を定める際に、意見を述べること。
- (2) 市が子ども・子育て支援事業計画を定める際に、意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進のために必要な事項を調査審議すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議（点検・評価・見直し）すること。

※市町村子ども・子育て支援事業計画については、「議事(2)」で説明

5. 本会議・部会の開催状況について

※P6 を参照

6. 平成 28 年度の審議スケジュール（予定）について

※議事(5)で説明

○出雲市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年出雲市条例第 33 号)

改正 平成 27 年 3 月 25 日条例第 26 号 平成 28 年 3 月 19 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、子育て会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告しなければならない。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○出雲市子ども・子育て会議規則

(平成 25 年出雲市規則第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出雲市子ども・子育て会議条例(平成 25 年出雲市条例第 33 号)第 10 条の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議は、前項ただし書の規定により非公開とした場合を除き、傍聴することができる。

(傍聴人)

第 4 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場(以下「会議場」という。)の規模に応じ調整する。

(傍聴の手続)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所を、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入のうえ、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の 15 分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第 2 項で規定する定員を超えるときは、くじで傍聴人を決する。

(傍聴席)

第 6 条 傍聴人は、会長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(会議録)

第 7 条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第3条第1項ただし書の規定により非公開としたときは、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、会長の許可を得なければならない。

3 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

傍聴人受付簿

[別紙参照]